
令和3年度

第1回 上越市青少年健全育成センター運営協議会

要 項

日 時 令和3年6月11日(金)
午後1時30分～3時20分
会 場 上越市教育プラザ 大会議室

上越市青少年健全育成センター

令和3年度 上越市青少年健全育成センター運営協議会委員名簿

No.	氏 名	推薦機関・団体名（役職等）	備考
1	小林 秀 智	上越市小学校長会（小学校長）	新 任
2	山 田 稔	上越市中学校長会（中学校長）	新 任
3	伊 藤 大 助	上越地区高等学校長協会（高田農業高等学校長）	
4	井 部 佐恵子	上越市民生委員・児童委員協議会連合会（民生委員・児童委員）	
5	関 川 正 樹	上越地区保護司会（事務局長）	
6	山 本 克 志	上越警察署（生活安全課長）	
7	阿 部 利 夫	上越市町内会長連絡協議会（会長）	
8	小 林 榮	上越市地域青少年育成会議協議会（会長）	
9	小 山 貞 榮	上越市子ども会連合会（会長）	
10	古 川 美也子	上越市小中学校PTA連絡協議会（事務局）	
11	本 間 久美子	上越市青少年健全育成委員協議会（副会長）	
12	鈴 木 真理子	上越市立教育センター（スクールソーシャルワーカー）	
13	大 堀 み き	公募委員	
14	吉 岡 智 宣	公募委員	

委員任期：令和2年6月1日から令和4年5月31日まで

次 第

1 開 会

2 委嘱状交付

3 社会教育課長あいさつ

4 委員・事務局自己紹介

5 会長の選出

6 会長あいさつ

7 議 事

(1) 報 告

- ① 令和2年度 事業・活動報告 (あゆみ P4~14)
- ② 令和2年度 若者育成支援結果報告 (あゆみ P8~9)
- ③ その他

(2) 協 議

- ① 令和3年度 運営方針と活動計画 (あゆみ P15~20)
- ② 令和3年度 街頭指導の計画 (資料1)
- ③ 第71回 社会を明るくする運動 (資料2)
- ④ 令和3年度 若者育成支援計画 (資料3)
- ⑤ センターの運営に関する意見交換
- ⑥ その他

8 連 絡

9 閉 会

意見交換

1 通常街頭指導

(1) 目的

街頭指導活動は、**ぐ犯・不良行為少年を早期に発見し、注意・助言をするなど適切な措置を講ずることにより、少年の非行を防止するとともに、地域社会における人々の交流や連携を密にし、地域の非行抑止力を高めることを目的とする。**

(2) 方法

- ① 青少年健全育成センターの業務計画に従い、組織的・計画的に商店街や盛り場等、不良行為が行われやすい場所を巡回し、早期に**ぐ犯・不良行為少年**を発見し、指導にあたる。
- ② 青少年健全育成委員の居住地域内において、日常生活を通じ地域内の子どもの行動に注意を払い、**ぐ犯・不良行為少年の早期発見・早期指導**にあたる

(3) 育成委員の構成と人数

- ・令和3年度育成員数：高田地区 28 名、直江津地区 27 名、計 55 名
- ・班編成：1 班 4～5 名（欠席者を考慮して 3 名で巡回できる数を確保するため）
高田地区 6 班編成、直江津地区 6 班編成

(4) 月別街頭指導回数

- ・巡回回数：各班月 1 回の巡回指導を基本とする。（8・9月は2月で3回巡回）

月/地区	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
高 田	6	6	6	6	9	9	6	6	6	6	6	6	78
直江津	6	6	6	6	9	9	6	6	6	6	6	6	78
計	12	12	12	12	18	18	12	12	12	12	12	12	156

(5) 街頭指導活動を実施する区域

① 高田地区

	担当班	主な巡回場所	集合場所
ア	1 班～2 班	高田駅周辺、立体駐車駐輪場、本町通り、イレブンビル、あすとぴあ高田、カラオケ店 等	雁木通りプラザロビー
イ	3 班～4 班	お宝中古市場、ほてい屋交差点 等	
ウ	5 班	春日山駅、原信春日山店、謙信公広場 等	春日謙信交流館ロビー
エ	6 班	ウイングマーケット周辺、ドン・キホーテ、J-MAX 周辺等	芙蓉荘研修室 1

② 直江津地区

	担当班	主な巡回場所	集合場所
ア	1 班～3 班	直江津駅周辺、神社、海浜公園、直江津ショッピングセンター 等	直江津学びの交流館
イ	4 班	ゼビオスポーツ、パチンコ店 等	育成センター事務室
ウ	5 班	イオン周辺、蔦屋書店、アピナ上越店 等	育成センター事務室
エ	6 班	春日山駅、原信春日山店、謙信公広場 等	春日謙信交流館ロビー

* お花見、祭り、海水浴期間などは特別ルートで巡回する。

* 急な欠席があっても正規の街頭指導が可能なように、各班 4～5 名体制とする。

(6) 街頭指導の実施時間

1年を通して 月～金曜・・・16:00-18:00 土曜・・・15:00-17:00

(7) その他

育成委員は市の非常勤特別公務員の身分であり、市で「全国市長会市民総合賠償補償保険」に加入している。

2 特別街頭指導

(1) 目的

①上越市の「防犯の日」の趣旨を受け、特別街頭指導を実施。

◆スローガン「みんなで防犯安全安心まちづくり」

自転車事故防止、ルール遵守

②南高田駅、高田駅利用者のマナー向上

③警察少年ボランティア、上越少年サポートセンターとの連携を強めての街頭指導

(2) 実施内容

	第 1 回	第 2 回
日 時	令和3年7月9日(金) 15:30~17:30	令和3年10月8日(金) 15:30~17:30
場 所	・トキめき鉄道南高田駅周辺	・トキめき鉄道高田駅周辺
参加団体	・上越警察少年ボランティア ・上越少年サポートセンター ・青少年健全育成委員 ・高等学校教員 高田南城高校 高田商業高校 高田農業高 関根学園高校 ・青少年健全育成センター	・上越警察少年ボランティア ・上越少年サポートセンター ・青少年健全育成委員 ・高等学校教員 高田高校 高田北城高校 上越総合技術高校 上越高校 ・青少年健全育成センター
集合場所	・南高田駅前	・高田駅(駅前交番付近)
指導内容	・南高田駅の利用状況、マナー ・自転車乗り ・南高田駅周辺の街頭指導 ・その他 状況判断し指導	・高田駅の利用状況 ・自転車乗り ・高田駅周辺の街頭指導 ・その他 状況判断し指導
育成委員 参加者の 割り振り	・牛木会長 ・野澤委員 ・磯貝委員 ・高野委員 ・育成センター職員(2名)	・本間副会長 ・杉原委員 ・滝見委員 ・来海委員 ・土肥委員 ・育成センター職員(2名)

3 青色回転灯車両（青色パトロール車）による巡回指導

(1) 目的

近年の市街地開発に伴い郊外に大型店や遊技場が増え、賑わいの場所が変化している状況である。そのため、現在実施している街頭指導区域に加え、点在するそれらの地域を巡回指導することにより、青少年の問題行動を未然に防止するもの。

また、青色回転灯車両を利用することで、地域の方々に活動の認知度を高め、地域全体で「青少年を見守る」機運の醸成に繋げる。

(2) 活動概要

①利用車両について

- ・青色回転灯装備軽自動車（上越市防災危機管理課所有車を借用）

②巡回経路について

- ・直江津地区～高田地区
- ・点在する賑わいの場所及び季節ごとのたまり場の他、通常巡回コース以外の地域及び、市民からの情報等で巡回が必要な所を巡回する。
- ・基本コースを設定するが、状況に応じた変更は可能とする。
※例：バロー上越店、南高田駅周辺、春日山駅周辺、海水浴場など

③巡回頻度について

- ・月2回程度とし、通常の街頭指導を変更してコース以外を巡回する。
- ・積雪期にあたる1・2月は実施しない
- ・特別な事情により通常の巡回とは別に日時やコースを設定し実施する場合がある。

④巡回体制について

- ・原則、乗車定員の3名とし、役員と専任された委員、事務局の乗車とする。
- ・但し、車両運転者は新潟県警から「パトロール実施者証」の交付を受けた者とする。

⑤巡回時間について

- ・原則午後3時から午後4時50分とする。

(3) その他

①青色回転灯装備軽自動車使用研修会に実施（2年に1回実施）

②「パトロール実施者証」の申請について

- ・役員及び事務局員が登録する。
- ・新潟県警への申請は上越市防災危機管理課で行う。

③借用車両の受渡し

- ・実施日にあわせ、事務局で予め防災危機管理課から車両を借用し、教育プラザに準備しておき、終了後は事務局により速やかに返却する。

4 PTA 一日街頭指導

(1) 目的

保護者や教師が、子どもたちの校外生活やそれを取り巻く社会環境の実態を知り、健全育成のために今後どう対応し指導していくべきかを考えてもらう機会として、PTA 一日街頭指導を実施する。

(2) 対象と参加人員 市内小中学校の PTA 会員、1 校につき 1 名を基本とする。

(3) 期間 8 月～9 月（2 か月間）

(4) 時間 月～金曜日・・・午後 4 時～午後 6 時
土曜日・・・午後 3 時～午後 5 時

(5) 実施方法と実施地区

青少年健全育成委員の通常の街頭指導（下表の地区）に参加する。

	集 合 場 所	実 施 地 区
A	雁木通りプラザ内 1 階ロビー （本町三丁目 2-26）	高田駅周辺、立体駐車駐輪場、本町通り、イレブンビル、あすとびあ高田、カラオケ店 等
B	雁木通りプラザ内 1 階ロビー （本町三丁目 2-26）	お宝中古市場、ほてい屋交差点 等
C	農業研修センター「芙蓉荘」 第 1 研修室(富岡小裏)	ウイングマーケット周辺、ドン・キホーテ、J-MAX 周辺等
D	謙信交流館ロビー （春日山駅前）	春日山駅、原信春日山店、謙信公広場 等
E	直江津学びの交流館 1 階ロビー （直江津駅前）	直江津駅周辺、神社、海浜公園、直江津ショッピングセンター 等
F	青少年健全育成センター事務室 （教育プラザ内：下門前 1770）	ゼビオスポーツ、パチンコ店 等
G	青少年健全育成センター事務室 （教育プラザ内：下門前 1770）	イオン周辺、蔦屋書店、アピナ上越店 等

(6) その他

参加した PTA 会員から各学校における PTA 会合等の場で、街頭指導の体験やそこで得た情報を他の会員と共有してもらうことにより、各学校での見守り活動や校外生活の指導に生かしてもらう。

第71回 “社会を明るくする運動”

1 趣 旨

“社会を明るくする運動”は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築こうとする全国的な運動である。

2 主な活動

事業名	月 日 (曜)	場 所	備考
上越市推進委員会	6月2日 (月)	教育プラザ (大会議室)	
街頭宣伝活動	7月2日 (金)	高田・中部分区	
	7月3日 (土)	直江津分区	
	7月4日 (日)	東部分区 浦川原	
	7月11日 (日)	東部分区 柿崎	
社明作文審査会	9月10日 (金)	教育プラザ (小会議室)	
青少年健全育成研究	10月20日 (水)	直江津分区 (直江津東中学校)	

(1) 街宣活動について

朝市や大型ショッピングセンターなど、人が集まるところで、犯罪や非行の防止を呼びかけ、うちわやテッシュを配って街頭宣伝活動を行う。

①第1班 (高田分区)

- ・ 集合場所： 高田まちかど交流館
- ・ 宣伝場所： 朝市、あすとぴあ高田、イレブンプラザ、イオン、上越モール

②第2班 (直江津分区)

- ・ 集合場所： レインボーセンター
- ・ 宣伝場所： 朝市、直江津ショッピングセンター、うみがたり前

(2) 広報等の啓発活動について

- ① 「広報じょうえつ」7月掲載
- ② 「上越タイムス」等の新聞への掲載

令和3年度 若者育成支援事業の実施計画

1 方針

0歳から18歳までの途切れのない支援を充実させるため、関係機関・団体との連携を深め、若者の自立支援に向けた取組を推進する。

2 主な若者育成支援事業

(1) 若者相談「若者ほっとライン」の周知徹底【継続】

- ・専用ダイヤル番号の周知
- ・市ホームページの更新、市施設へのチラシの配置
- ・中学校3年生・高校生へのチラシの配布

(2) 若者の居場所（Fit）の運営【継続】

- ・場所：教育プラザ研修棟2階 中会議室
- ・時間：月～金曜日 午前9時～午後5時（日曜日・祝祭日を除く）
- ・内容：若者の自立支援活動（修学・就労相談、体験活動等）の実施
*NPO 法人えちご若者元気塾と連携し、希望者は「北出丸」での活動に参加

(3) 「上越市親の会」の開催【継続】

- ・日時：（年6回開設）
 - 第1回： 5月15日（土）13：30～15：30
 - 第2回： 7月11日（日）13：30～15：30
 - 第3回： 9月11日（土）13：30～15：30
 - 第4回： 11月 6日（土）13：30～15：30
 - 第5回： 1月 8日（土）13：30～15：30
 - 第6回： 3月12日（土）13：30～15：30
- ・場所：教育プラザ研修棟3階 大会議室
- ・内容：懇談を中心とする親の居場所とする。希望者には個別面談を実施する。
親のニーズに応じて実施内容を加え、発展させていく。

(4) 若者育成支援進路研修（義務教育終了後の進路を考える）【継続】

- ・日時：令和3年8月1日（土）午後1時30分～4時
- ・会場：教育プラザ 大会議室
- ・対象：中学校教職員及び保護者等
- ・内容：義務教育終了後の多様な進路について（講師：青少年健全育成センター所長）
学校紹介：通信制高校等8ヶ校程度（調整中）

(5) 若者支援者研修の開設（5講座）【継続】

- ・ 目的 ・若者支援関係機関及び民間支援団体や希望する市民から参加してもらい、若者支援についての資質、能力の向上を図る。
・若者の居場所(Fit)を支える支援員として協力してもらおう人材の育成をねらう。
- ・ 対象 若者支援関係機関及び民間支援団体関係者、希望する市民
- ・ 会場 教育プラザ 研修棟 大会議室 40名程度 (敬称略)
- ・ 内容 ① 8月21日(土) 支援の体制づくり 相談支援センターやまびこ 中屋万里子
② 9月25日(土) ひきこもりと家族 こころのクリニックウイズ 後藤 雅博
③ 10月30日(土) 訪問支援・相談の入り口 パーソナル・サポートセンター 蛸原 勝
④ 11月28日(日) 大人の発達障害 上越カウンセリングルーム 中井 良和
⑤ 12月18日(土) 就労支援の実際 さくらの園障がい者支援室 樺澤 聡子

3 その他

- (1) 引き続き広報誌、チラシ等での相談・支援活動の周知に努める。
- (2) 居場所(Fit)を中核とする若者育成支援事業を重点的に推進する。

○上越市青少年健全育成センター条例

平成8年3月28日

条例第9号

改正 平成23年3月22日条例第20号

平成26年9月30日条例第59号

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、青少年の非行を防止し、健全育成を推進するため、青少年健全育成センターを設置する。

(名称及び位置)

第2条 青少年健全育成センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
上越市青少年健全育成センター	上越市下門前 1770 番地

(職員)

第3条 上越市青少年健全育成センター（以下「センター」という。）に所長その他の所要の職員を置く。

(運営協議会)

第4条 センターの運営に関する事項を協議するため、教育委員会の附属機関として上越市青少年健全育成センター運営協議会を置く。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

附 則

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成23年条例第20号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年条例第59号）

この条例は、関川東部下門前土地区画整理事業の施行に伴う字の変更の効力を生ずる日から施行する。

○上越市青少年健全育成センター規則

平成8年3月29日

教委規則第3号

改正 平成21年3月30日教委規則第10号

平成27年3月30日教委規則第7号

令和2年1月28日教委規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、上越市青少年健全育成センター条例（平成8年上越市条例第9号。以下「条例」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(運営協議会)

第2条 条例第4条に規定する上越市青少年健全育成センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する15人以内の委員をもって組織する。

- (1) 教育関係者
- (2) 児童福祉関係者
- (3) 警察関係者
- (4) 学識経験者
- (5) 関係行政機関の職員及び関係団体の役員
- (6) 公募に応じた市民
- (7) その他教育委員会が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3条 運営協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定め、副会長は、委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、運営協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

第4条 運営協議会の会議は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は年3回、臨時会は必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議に付議する事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 上越市青少年健全育成センター（以下「センター」という。）の運営方針
- (2) センターの事業計画
- (3) その他センターに関する重要な事項

第5条 前3条に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、運営協議会が定める。

(青少年健全育成委員)

第6条 センターに青少年健全育成委員（以下「健全育成委員」という。）を置く。

2 健全育成委員の定数は、55人以内とする。

3 健全育成委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 民生委員・児童委員
- (2) 更生保護関係者
- (3) 学識経験者
- (4) 関係団体の役員
- (5) その他教育委員会が適任と認める者

4 健全育成委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 健全育成委員は、非常勤とし、街頭指導等に従事する。

6 健全育成委員の服務等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成21年教委規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年教委規則第7号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

この規則は、令和2年4月1日から施行する。